

令和元年度意見第1号

令和元年6月21日

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿

革新的事業活動評価委員会委員長

安念 潤司

新技術等実証に関する計画に対する意見について

生産性向上特別措置法（以下単に「法」という。）第11条第1項の規定により令和元年6月7日付で、株式会社justInCase CEO 畑 加寿也 より提出された新技術等実証に関する計画に対する内閣総理大臣の見解（令和元年6月13日 金監督 第2066号）を踏まえた意見は、下記のとおりです。

記

内閣総理大臣から提出された見解は、法第11条第4項の規定に照らし、適当である。

（以 上）